

事業主の方へお知らせ

# 平成30年度分入札参加資格 (中間) 審査申請を受け付けます

■申請対象  
①新規申請  
現在、参加資格を有していない事業者が対象です。  
②追加申請  
現在、参加資格を有している事業者が対象です。  
③職種の変更  
現在、登録している職種に新たな職種を追加して登録することができません。  
④業種の追加申請※2  
現在、登録している業種に新たな業種を追加して登録することができません。  
⑤参加を希望する市町村・組合の追加申請  
現在、登録している市町村等に新たな市町村等を追加して登録することができません。

■申請方法  
10月3日(火)より組合ホームページ (<http://www.ysc-yamanashi.or.jp/>) に「申請の手引き」が掲載されますので、ご確認のうえ、左記受付期間に申請してください。



※1 職種とは、契約種別を建設工事、測量・コンサル

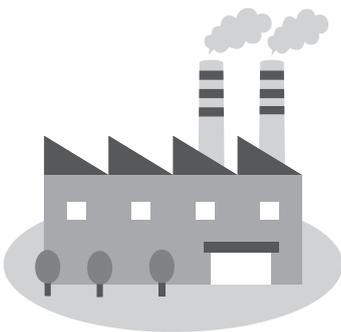
055-268-3446  
業務課

企業の皆さんへお知らせ

# 工場立地法に基づく 緑地面積等を緩和

特定工場には、工場立地法に基づく敷地面積に対する緑地面積率等の基準がありますが、敷地の有効活用を促進するため、市では「蕪崎市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例」を制定し、下表とおのり基準を緩和することになりました。詳しくは、担当までお問い合わせください。

■特定工場とは  
①業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱及び太陽光発電所は除く）  
②規模：敷地面積9千㎡以上または建築面積3千㎡以上



区域の範囲	従前の基準		条例による基準	
	緑地面積率	環境施設面積率	緑地面積率	環境施設面積率
準工業地域	20%以上	25%以上	10%以上	15%以上
用途無指定区域及び都市計画区域外の区域			5%以上	10%以上

■その他 10月1日から施行  
■問い合わせ

商工観光課 商工労政担当  
(内線215)